

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（抄）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一〇八（略）

九 高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者の健康確保を図るため、労働基準監督署は、使用者に対して、働く時間帯の選択や時間配分に関する対象労働者の裁量を失わせるような過大な業務を課した場合や、新設される規定に基づき対象労働者が同意を撤回した場合には制度が適用されないことを徹底するとともに、法定の健康確保措置の確実な実施に向けた指導監督を適切に行うこと。また、改正法施行後、速やかに制度運用の実態把握を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

一〇十二（略）

参考資料 No. 6 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議」（平成 30 年 5 月 25 日衆議院厚生労働委員会）から一部抜粋